

特別養子縁組届

嫡出親子関係にない者の間に法律上の嫡出親子関係を創設する（実親及びその親族との関係も終了する。）ために行う手続（家庭裁判所での手続きを先に行う必要があります。）

根拠法令	戸籍法第68条の2、民法第817条の2
届出期間	審判確定の日から10日以内
届出地	養親又は養子の本籍地、届出人の住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届出人	審判を請求した養父母
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：特別養子縁組届記入例は下記をご覧ください・家庭裁判所の審判書謄本及び確定証明書：各1部・戸籍謄本(戸籍全部事項証明)：養父母のもの(届出地が本籍地ではない場合のみ)・印鑑：養親及び養子それぞれ（養子が15歳未満のときは法定代理人の印鑑）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教示	特別養子縁組届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

特別養子縁組届

平成23年12月25届出
 ※届出日を記入してください
 埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(1) 氏名	養子になる人		
	かすかべ 氏 粕壁	きょうこ 名 京子	
生年月日	昭和・平成 10年 11月 5日		
(2) 住所 <small>(住民登録をして いるところ)</small>	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 <small>(方書・マンション名)</small>		
	世帯主 の氏名	こうの たろう 甲野 太郎	
(3) 本籍 <small>(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)</small>	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番		
	筆頭者 の氏名	粕壁 一郎	
(4) 父母の氏名 父母との続柄	父	粕壁 一郎	続柄 □ 男
	母	彩子	二 ☑ 女
(5) 審判確定の 年月日	平成 23年 12月 20日		
養父母との 続柄	男	長	女
入籍する戸籍 または 新しい戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> (3)の本籍と同一の場所に新戸籍をつくった後下記養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない <input type="checkbox"/> 下記のとおり		
	養親の戸籍	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 筆頭者の氏名 甲野 太郎	

※持参するもの 印鑑、本人確認ができるもの
 ※審判書謄本及び確定証明書を持参してください。
 ※本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先	電話	048(736)1111
	(自宅) 携帯・勤務先・呼出	

特別養子縁組届 (右側)

		養 親 に な る 人			
(よみかた) 氏 名		この たろう		この はなこ	
	養父 氏	名		養母 氏	名
生 年 月 日		甲野 太郎		甲野 花子	
住 所		埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号			
[住民登録を しているところ]	世帯主 の氏名	甲野 太郎			
本 籍		埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番			
	[外国人のとき は国籍だけを 書いてください]	筆頭者 の氏名	甲野 太郎		
そ の 他					
届 出 人 署 名 押 印	養父	甲野 太郎		印	養母
					甲野 花子
					印